



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 7 月 28 日（月曜日） 第 632 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

規 則	頁
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……（障がい福祉課） 1	
告 示	
○救急病院の認定……（医療政策課） 3	
○保安林の指定予定……（自然環境課） 3	

○保安林の指定の解除……（自然環境課） 3	
○保安林の指定予定の通知（2 件）……（ “ ” ） 3	
○道路の区域の変更……（道路保全課） 3	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防課） 4	
公 告	
○土地改良区の役員の退任の届出……（団体指導検査課） 4	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可（2 件）……（農村整備課） 4	

規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

様式第14号の 4（第 6 条の 3 関係）

（表面）

〔略〕

〔略〕

申請する障害児施設入所給付の種類等

申請する支援の種類及び申請に係る具体的内容

☐ひまわり学園

☐あかつき学園

☐県立こども療育センター

☐その他（

免 の 種 類	合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3) [略]
	[略]

[略]

付表

[略]

様式第14号の10（第6条の5関係）

（表面）

[略]

変 更 す る サ ー ビ ス の 種 類 等	障 害 施 設 入 所 給 付 費	変更する支援の種類及び申請に係る具体的内容		
		☐ ひまわり学 園	☐ 高千穂学園	☐ ひかり学園
		☐ あかつき学 園	☐ 国立病院機 構宮崎病院	☐ 愛泉会日南病 院
		☐ 県立こども 療育センター	☐ 国立病院機 構宮崎東病院	
		☐ その他（ ）		

[略]

[略]

（裏面）

申 請 す る 減 免 の 種 類	☐ 1 負担上限月額に関する認定（下記2の軽減措置適用前） 下記の区分に該当しますので、減免を申請します。 （該当する番号を○で囲むこと。いずれにも該当しない場合は記入しないこと。） (1) [略] (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの (3) [略]
	[略]

[略]

付表

[略]

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

免 の 種 類	合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万9千円以下のもの (3) [略] (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの
	[略]

[略]

付表

[略]

様式第14号の10（第6条の5関係）

（表面）

[略]

変 更 す る サ ー ビ ス の 種 類 等	障 害 施 設 入 所 給 付 費	変更する支援の種類及び申請に係る具体的内容		
		☐ ひまわり学 園	☐ 高千穂学園	☐ ひかり学園
		☐ 国立病院機 構宮崎病院	☐ 愛泉会日南 病院	☐ 県立こども療 育センター
		☐ 国立病院機 構宮崎東病院		
		☐ その他（ ）		

[略]

[略]

（裏面）

申 請 す る 減 免 の 種 類	☐ 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分に該当しますので、減免を申請します。 （該当する番号を○で囲むこと。いずれにも該当しない場合は記入しないこと。） (1) [略] (2) 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害基礎年金等の収入の合計額が80万9千円以下のもの (3) [略] (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税所得割の額を合算した額が28万円未満であるもの
	[略]

[略]

付表

[略]

告 示

宮崎県告示第 478号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
延岡市医師会病院	延岡市出北6丁目1621番

2 救急病院の認定の有効期間

令和7年7月17日から令和10年7月16日まで

宮崎県告示第 479号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中入454-1、496-1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字中入 454-1・496-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 480号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 解除に係る保安林の所在場所 宮崎市大字塩路字浜山3083-42（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 社会教育施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 481号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字瓜生野字ツブROKE谷4649から4653まで、4655、4662-1から4662-5まで

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 482号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字清蔵ヶ内山9034-1（次の図に示す部分に限る。）、9035、字橘山9051、字荒ヒグリ山9060-1

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年7月28日から同年8月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市古城 町和田内 9 10番地先か ら同市同町 加奈江1430 番地先まで	旧 新	22.7～ 23.0 12.3～ 46.8	48.0 183.1

宮崎県告示第 484号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 下加納－1－3地区

(1) 区域の表示

宮崎市清武町加納の区域内の土地のうち、次の1点から11点までを順次結んだ線及び1点と11点を結んだ線に囲まれた土地の区域

(2) 座標の表示

座標点	緯度及び経度
1	北緯31度52分38秒3147 東経 131度24分08秒5581
2	北緯31度52分38秒8764 東経 131度24分08秒4612
3	北緯31度52分38秒9244 東経 131度24分08秒6579
4	北緯31度52分38秒8071 東経 131度24分09秒3987
5	北緯31度52分39秒1895 東経 131度24分10秒3121
6	北緯31度52分38秒8313 東経 131度24分10秒9630
7	北緯31度52分38秒2614 東経 131度24分10秒4882
8	北緯31度52分37秒8554 東経 131度24分10秒0049
9	北緯31度52分38秒0867 東経 131度24分09秒3536
10	北緯31度52分38秒1300 東経 131度24分09秒1078
11	北緯31度52分38秒3073 東経 131度24分08秒7706

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、鳩越土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和7年7月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣